

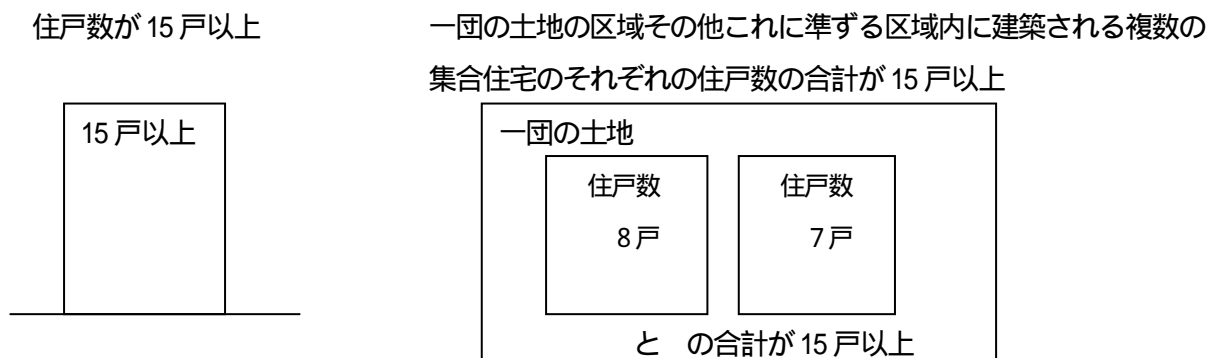
# 集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例施行規則の制定(案)の概要

## 1 制定の理由

集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例第10条に基づき、一定規模以上の集合住宅では、集合住宅の住民同士や集合住宅の住民と地域とのつながりを自発的に形成しにくいことから、集合住宅の建築段階から、コミュニティ組織の形成の促進に向け、集合住宅の住民、町会その他の地域団体、市との連絡にあたる担当者を届出する制度を創設する。

## 2 届出の対象となる集合住宅について

下記のいずれかに該当する新たに建築する 又は に該当する集合住宅



## 3 届出の内容について

集合住宅の概要

(名称、所在地、棟数、総住戸数、階数、入居対象者、完成予定日、入居予定日)

建築、販売、賃貸・管理の各段階における連絡担当者

(事業者名、住所、担当者名、連絡先)

## 4 施行期日

平成20年10月1日

上記日付以後に提出される金沢市共同住宅等の建築に関する指導要綱第9条に規定する共同住宅等建築計画申出書の集合住宅から対象とする。

### 集合住宅連絡担当者の役割

#### 【建築の段階】

コミュニティ組織の形成に配慮した構造、設備等を有する集合住宅の建築に努める。  
良好な近隣関係を損なわないよう、周囲の居住環境に及ぼす影響に十分配慮するよう努める。  
例：コミュニティスペースを設置しコミュニティ組織の形成に取り組むことなど

#### 【販売、賃貸・管理の段階】

入居者にコミュニティの必要性について説明を行うよう努める。  
集合住宅の住民と地域住民との良好な近隣関係が保持されるよう努める。  
例：入居予定者に対して、事前に地域活動に関する情報を提供することなど